

議案第 23 号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区保育料条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 3 年 5 月 26 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

3世総第174号
令和3年5月13日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和3年第2回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和3年5月27日（木）

5 担当

総務部総務課総務係 武井 内線2065



議案第 号

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保育料等の額の算定に係る経過措置を廃止するとともに、地方税法の改正等に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置等に係る規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1 B 1の項及びB 2の項を次のように改める。

B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
-----	------------------------------------	----	----	----

別表第1備考第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表備考中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とする。

別表第2 B 1の項及びB 2の項を次のように改める。

B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
-----	------------------------------------	----	----	----

別表第2備考第1項中「、「ひとり親等」」及び「、「ひとり親等」を削り、同表備考中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を削り、第11項を第9項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料（同条例第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区保育料条例 平成26年12月 8 日条例第54号 改正 平成27年12月 7 日条例第66号 平成28年12月 9 日条例第64号 平成30年 6 月26日条例第50号 令和元年10月 1 日条例第34号 世田谷区保育料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する区が定める額（以下「保育料」という。）、区立保育園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「区立保育園延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「区立保育園延長保育料」という。）並びに区立保育園における給食費（以下「区立保育園給食費」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例（昭和27年 8 月世田谷区条例第13号）第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に</p>	<p>○世田谷区保育料条例 平成26年12月 8 日条例第54号 改正 平成27年12月 7 日条例第66号 平成28年12月 9 日条例第64号 平成30年 6 月26日条例第50号 令和元年10月 1 日条例第34号 世田谷区保育料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する区が定める額（以下「保育料」という。）、区立保育園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「区立保育園延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「区立保育園延長保育料」という。）並びに区立保育園における給食費（以下「区立保育園給食費」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例（昭和27年 8 月世田谷区条例第13号）第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとし、教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては零とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。）をいう。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）に、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立認定こども園（世田谷区立学校設置条例第1条の規定に基づき設置した幼稚園であって、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものをいう。）を利用す</p>	<p>掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとし、教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては零とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。）をいう。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）に、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立認定こども園（世田谷区立学校設置条例第1条の規定に基づき設置した幼稚園であって、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものをいう。）を利用す</p>

改正後	改正前
<p>る教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号）において定めるとおりとする。</p>	<p>る教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号）において定めるとおりとする。</p>
<p>4 月の中途において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、これを1月として計算する。</p>	<p>4 月の中途において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、これを1月として計算する。</p>
<p>5 保育料のうち保育園（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保育園保育料」という。）については区長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。 （多子世帯の保育料）</p>	<p>5 保育料のうち保育園（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保育園保育料」という。）については区長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。 （多子世帯の保育料）</p>
<p>第4条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の保育料の額は、規則で定めるところによる。 （区立保育園延長保育料）</p>	<p>第4条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の保育料の額は、規則で定めるところによる。 （区立保育園延長保育料）</p>
<p>第5条 区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園延長保育料を区長に支払わなければならない。</p>	<p>第5条 区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園延長保育料を区長に支払わなければならない。</p>
<p>2 区立保育園延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p>	<p>2 区立保育園延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p>
<p>3 月の中途において区立保育園延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の区立保育園延長保育料は、これを1月として計算する。 （区立保育園給食費）</p>	<p>3 月の中途において区立保育園延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の区立保育園延長保育料は、これを1月として計算する。 （区立保育園給食費）</p>
<p>第5条の2 区立保育園を利用する教育・保育給付認定子ども（3歳以上児（特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）の保護者若しくは扶養義務者又はその教育・保育給付認定子どもは、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園給食費を支払わなければならない。</p>	<p>第5条の2 区立保育園を利用する教育・保育給付認定子ども（3歳以上児（特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）の保護者若しくは扶養義務者又はその教育・保育給付認定子どもは、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園給食費を支払わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 区立保育園給食費の1人当たりの月額、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 区立保育園給食費の1人当たりの月額、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零</p>	<p>(1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零</p>
<p>(2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯 4,500円</p>	<p>(2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯 4,500円</p>
<p>3 月の中途において入園し、又は退園した場合の区立保育園給食費は、これを1月として計算する。</p>	<p>3 月の中途において入園し、又は退園した場合の区立保育園給食費は、これを1月として計算する。</p>
<p>(多子世帯の区立保育園給食費)</p>	<p>(多子世帯の区立保育園給食費)</p>
<p>第5条の3 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の区立保育園給食費の額は、規則で定めるところによる。</p>	<p>第5条の3 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の区立保育園給食費の額は、規則で定めるところによる。</p>
<p>(保育料等の額の決定等)</p>	<p>(保育料等の額の決定等)</p>
<p>第6条 区長は、保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。</p>	<p>第6条 区長は、保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。</p>
<p>(減免)</p>	<p>(減免)</p>
<p>第7条 区長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより保育料等を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第7条 区長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより保育料等を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(納付期限)</p>	<p>(納付期限)</p>
<p>第8条 保育園保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費の納付期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p>	<p>第8条 保育園保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費の納付期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p>
<p>(督促)</p>	<p>(督促)</p>
<p>第9条 区長は、特定教育・保育等又は区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教</p>	<p>第9条 区長は、特定教育・保育等又は区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教</p>

改正後	改正前
<p>育・保育給付認定子どもが前条に規定する納付期限までに保育園保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第10条 区長は、前条第2項の規定により指定した期限までに保育園保育料が納付されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年12月7日条例第66号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年12月9日条例第64号)</p> <p>1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、平成29年9月以後の月分の保育料及び区立保育園延長保育料について適用し、同月前の月分の保育料及び区立保育園延長保育料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成30年6月26日条例第50号)</p> <p>1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、平成30年9月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)及び区立保育園延長保育料(同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分</p>	<p>育・保育給付認定子どもが前条に規定する納付期限までに保育園保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第10条 区長は、前条第2項の規定により指定した期限までに保育園保育料が納付されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年12月7日条例第66号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年12月9日条例第64号)</p> <p>1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、平成29年9月以後の月分の保育料及び区立保育園延長保育料について適用し、同月前の月分の保育料及び区立保育園延長保育料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成30年6月26日条例第50号)</p> <p>1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、平成30年9月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)及び区立保育園延長保育料(同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分</p>

改正後					改正前				
<p>の保育料及び区立保育園延長保育料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和元年10月1日条例第34号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料（同条例第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。</u></p>					<p>の保育料及び区立保育園延長保育料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和元年10月1日条例第34号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。</p>				
別表第1（第3条、第5条の2関係）					別表第1（第3条、第5条の2関係）				
世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）			世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）		
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	階層	定義	3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間				保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円
<u>(削除)</u>					B	A階層 ひとり親等の世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>

改正後						改正前					
(削除)						1	を除き、 所得割				
						B 2	課税額 が0円 の世帯 (均等 割のみ 課税世 帯を含 む。)	ひとり親等の世帯以 外の世帯	0円	0円	0円
新設											
B 1	A階層を除き、所得割課税額 が0円の世帯 (均等割のみ課 税世帯を含む。)		0円	0円	0円	D 1	A階層 を除き、 所得割	所得割課税額が 12,000円未満である 世帯	7,400円	7,300円	0円
D 2	課税額 が0円 以外の 世帯	所得割課税額が 12,000円以上37,000 円未満である世帯	9,500円	9,400円	0円	D 2	課税額 が0円 以外の 世帯	所得割課税額が 12,000円以上37,000 円未満である世帯	9,500円	9,400円	0円
D 3		所得割課税額が 37,000円以上52,000 円未満である世帯	11,300円	11,200円	0円	D 3		所得割課税額が 37,000円以上52,000 円未満である世帯	11,300円	11,200円	0円
D 4		所得割課税額が 52,000円以上82,000 円未満である世帯	18,300円	18,000円	0円	D 4		所得割課税額が 52,000円以上82,000 円未満である世帯	18,300円	18,000円	0円
D 5		所得割課税額が 82,000円以上 122,000円未満であ	23,000円	22,700円	0円	D 5		所得割課税額が 82,000円以上 122,000円未満であ	23,000円	22,700円	0円

改正後					改正前						
		る世帯									
D	6	所得割課税額が 122,000円以上 162,000円未満であ る世帯	27,000円	26,600円	0円	D	6	所得割課税額が 122,000円以上 162,000円未満であ る世帯	27,000円	26,600円	0円
D	7	所得割課税額が 162,000円以上 202,000円未満であ る世帯	29,700円	29,200円	0円	D	7	所得割課税額が 162,000円以上 202,000円未満であ る世帯	29,700円	29,200円	0円
D	8	所得割課税額が 202,000円以上 220,000円未満であ る世帯	32,300円	31,800円	0円	D	8	所得割課税額が 202,000円以上 220,000円未満であ る世帯	32,300円	31,800円	0円
D	9	所得割課税額が 220,000円以上 235,000円未満であ る世帯	35,700円	35,100円	0円	D	9	所得割課税額が 220,000円以上 235,000円未満であ る世帯	35,700円	35,100円	0円
D	10	所得割課税額が 235,000円以上 250,000円未満であ る世帯	38,300円	37,700円	0円	D	10	所得割課税額が 235,000円以上 250,000円未満であ る世帯	38,300円	37,700円	0円
D	11	所得割課税額が 250,000円以上 265,000円未満であ る世帯	40,800円	40,200円	0円	D	11	所得割課税額が 250,000円以上 265,000円未満であ る世帯	40,800円	40,200円	0円
D	12	所得割課税額が 265,000円以上 280,000円未満であ	42,800円	42,100円	0円	D	12	所得割課税額が 265,000円以上 280,000円未満であ	42,800円	42,100円	0円

改正後					改正前						
		る世帯									
D	13	所得割課税額が 280,000円以上 295,000円未満であ る世帯	45,500円	44,800円	0円	D	13	所得割課税額が 280,000円以上 295,000円未満であ る世帯	45,500円	44,800円	0円
D	14	所得割課税額が 295,000円以上 310,000円未満であ る世帯	47,800円	47,000円	0円	D	14	所得割課税額が 295,000円以上 310,000円未満であ る世帯	47,800円	47,000円	0円
D	15	所得割課税額が 310,000円以上 325,000円未満であ る世帯	50,000円	49,200円	0円	D	15	所得割課税額が 310,000円以上 325,000円未満であ る世帯	50,000円	49,200円	0円
D	16	所得割課税額が 325,000円以上 340,000円未満であ る世帯	52,000円	51,200円	0円	D	16	所得割課税額が 325,000円以上 340,000円未満であ る世帯	52,000円	51,200円	0円
D	17	所得割課税額が 340,000円以上 355,000円未満であ る世帯	53,500円	52,600円	0円	D	17	所得割課税額が 340,000円以上 355,000円未満であ る世帯	53,500円	52,600円	0円
D	18	所得割課税額が 355,000円以上 370,000円未満であ る世帯	55,500円	54,600円	0円	D	18	所得割課税額が 355,000円以上 370,000円未満であ る世帯	55,500円	54,600円	0円
D	19	所得割課税額が 370,000円以上 385,000円未満であ	57,000円	56,100円	0円	D	19	所得割課税額が 370,000円以上 385,000円未満であ	57,000円	56,100円	0円

改正後					改正前						
		る世帯									
D	20	所得割課税額が 385,000円以上 400,000円未満であ る世帯	58,500円	57,600円	0円	D	20	所得割課税額が 385,000円以上 400,000円未満であ る世帯	58,500円	57,600円	0円
D	21	所得割課税額が 400,000円以上 445,000円未満であ る世帯	61,000円	60,000円	0円	D	21	所得割課税額が 400,000円以上 445,000円未満であ る世帯	61,000円	60,000円	0円
D	22	所得割課税額が 445,000円以上 490,000円未満であ る世帯	64,000円	63,000円	0円	D	22	所得割課税額が 445,000円以上 490,000円未満であ る世帯	64,000円	63,000円	0円
D	23	所得割課税額が 490,000円以上 570,000円未満であ る世帯	67,300円	66,200円	0円	D	23	所得割課税額が 490,000円以上 570,000円未満であ る世帯	67,300円	66,200円	0円
D	24	所得割課税額が 570,000円以上 650,000円未満であ る世帯	70,500円	69,400円	0円	D	24	所得割課税額が 570,000円以上 650,000円未満であ る世帯	70,500円	69,400円	0円
D	25	所得割課税額が 650,000円以上 730,000円未満であ る世帯	73,000円	71,800円	0円	D	25	所得割課税額が 650,000円以上 730,000円未満であ る世帯	73,000円	71,800円	0円
D	26	所得割課税額が 730,000円以上 840,000円未満であ	74,500円	73,300円	0円	D	26	所得割課税額が 730,000円以上 840,000円未満であ	74,500円	73,300円	0円

改正後						改正前					
		る世帯						る世帯			
D	27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000円	74,800円	0円	D	27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000円	74,800円	0円
D	28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000円	75,700円	0円	D	28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000円	75,700円	0円
D	29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000円	76,700円	0円	D	29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000円	76,700円	0円
D	30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000円	77,700円	0円	D	30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000円	77,700円	0円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（第4項において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
 - (2) 3歳以上児 第5条の2第1項に規定する3歳以上児をいう。
 - (3) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
 - (4) 保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間まで

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（第4項において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
 - (2) 3歳以上児 第5条の2第1項に規定する3歳以上児をいう。
 - (3) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
 - (4) 保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間まで

改正後	改正前
<p>とするものをいう。 <u>(削除)</u></p>	<p>とするものをいう。 <u>(5) ひとり親等 次のいずれかに該当する者をいう。</u> <u>ア 次のいずれかに該当し、かつ、生計を一にする同居の親族</u> <u>がない者であって、現に特定教育・保育等の利用に係る教</u> <u>育・保育給付認定子どもを扶養している教育・保育給付認定</u> <u>子どもの保護者</u> <u>(ア) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情</u> <u>にある者を含む。（イ）を除き、以下同じ。）と死別した者</u> <u>であって、現に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同</u> <u>様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないも</u> <u>の</u> <u>(イ) 配偶者と離婚した者であって現に婚姻をしていないも</u> <u>の</u> <u>(ウ) 配偶者の生死が明らかでない者</u> <u>(エ) 配偶者から遺棄されている者</u> <u>(オ) 配偶者が拘禁されている者</u> <u>(カ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規</u> <u>定により母子生活支援施設に入所している者</u> <u>イ 区長がアに該当するものに準ずると認めるもの</u> <u>ウ 次のいずれかに該当する特定教育・保育等の利用に係る教</u> <u>育・保育給付認定子ども又はその兄弟姉妹を扶養している教</u> <u>育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者</u> <u>(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身</u> <u>体障害者手帳の交付を受けた者</u> <u>(イ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳を交付さ</u> <u>れ、又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳を交付</u> <u>された者</u> <u>(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(5)</u> 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。</p> <p><u>(6)</u> 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。</p> <p>2 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。</p> <p>3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。</p> <p>4 3歳未満児として保育を開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p>5 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の特別児童扶養手当の支給対象児童</u></p> <p><u>(オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の支給対象者</u></p> <p><u>エ ウ(ア)から(ウ)まで及び(オ)のいずれかに該当する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者</u></p> <p><u>(6)</u> 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。</p> <p><u>(7)</u> 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。</p> <p>2 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。</p> <p>3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。</p> <p>4 3歳未満児として保育を開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p>5 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p><u>6 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）よりも前に保育園を利用し、かつ、施行日以後において特定教育・</u></p>

改正後

改正前

(削除)

6 当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用する教育・保育給付認定子どもに係る所得割課税額は、規則で定めるところによる。

7 婚姻によらないで母又は父となり、かつ、現に婚姻をしていない者であつて、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しないものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

8 当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

別表第2（第5条関係）

別表第2（第5条関係）

世帯の階層区分		区立保育園延長保育料の月額（保育標準時間・1人につき）		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
<u>(削除)</u>				
<u>(削除)</u>				

世帯の階層区分		区立保育園延長保育料の月額（保育標準時間・1人につき）		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B	<u>A階層をひとり親等の世帯</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
1	<u>除き、所</u>			
B	<u>得割課税ひとり親等の世帯以外の</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
2	<u>額が0円世帯</u>			
	<u>の世帯</u>			
	<u>（均等割のみ課税</u>			
	<u>世帯を含む。）</u>			

改正後					改正前				
B	A階層を除き、所得割課税額が0	0円	0円	0円	新設				
1	円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）								
D	A階層を除き、所得割課税額が12,000円未満である世帯	900円	900円	900円	D	A階層を除き、所得割課税額が12,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D	所得割課税額が0円以上37,000円未満である世帯	900円	900円	900円	D	所得割課税額が0円以上37,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	900円	900円	900円	D	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	1,800円	1,300円	1,300円	D	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	1,800円	1,300円	1,300円
D	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	2,300円	1,500円	1,500円	D	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	2,300円	1,500円	1,500円
D	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	2,700円	1,800円	1,800円	D	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	2,700円	1,800円	1,800円
D	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	2,900円	2,000円	1,900円	D	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	2,900円	2,000円	1,900円
D	所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	3,200円	2,100円	2,100円	D	所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	3,200円	2,100円	2,100円
D	所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	3,500円	2,300円	2,300円	D	所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	3,500円	2,300円	2,300円

改正後					改正前						
		ある世帯									
D	10	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	3,800円	2,500円	2,300円	D	10	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	3,800円	2,500円	2,300円
D	11	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	4,000円	2,700円	2,400円	D	11	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	4,000円	2,700円	2,400円
D	12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	4,200円	2,800円	2,400円	D	12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	4,200円	2,800円	2,400円
D	13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	4,500円	2,900円	2,400円	D	13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	4,500円	2,900円	2,400円
D	14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	4,700円	3,000円	2,500円	D	14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	4,700円	3,000円	2,500円
D	15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	5,000円	3,000円	2,500円	D	15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	5,000円	3,000円	2,500円
D	16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	5,200円	3,000円	2,500円	D	16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	5,200円	3,000円	2,500円
D	17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	5,300円	3,100円	2,600円	D	17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	5,300円	3,100円	2,600円
D	18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	5,500円	3,200円	2,600円	D	18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	5,500円	3,200円	2,600円

改正後					改正前				
D 19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	5,700円	3,200円	2,700円	D 19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	5,700円	3,200円	2,700円
D 20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	5,800円	3,300円	2,800円	D 20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	5,800円	3,300円	2,800円
D 21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	6,100円	3,400円	2,900円	D 21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	6,100円	3,400円	2,900円
D 22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	6,400円	3,500円	3,000円	D 22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	6,400円	3,500円	3,000円
D 23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	6,700円	3,600円	3,100円	D 23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	6,700円	3,600円	3,100円
D 24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	7,000円	3,700円	3,200円	D 24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	7,000円	3,700円	3,200円
D 25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	7,300円	3,800円	3,200円	D 25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	7,300円	3,800円	3,200円
D 26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	7,400円	3,800円	3,300円	D 26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	7,400円	3,800円	3,300円
D 27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	7,600円	3,900円	3,400円	D 27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	7,600円	3,900円	3,400円
D	所得割課税額が950,000	7,700円	4,100円	3,500円	D	所得割課税額が950,000	7,700円	4,100円	3,500円

改正後						改正前					
28		円以上1,130,000円未満である世帯				28		円以上1,130,000円未満である世帯			
D 29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	7,800円	4,200円	3,700円	D 29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	7,800円	4,200円	3,700円
D 30		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	7,900円	4,300円	3,800円	D 30		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	7,900円	4,300円	3,800円

備考

- この表において「保育標準時間」、「3歳未満児」、「所得割課税額」及び「均等割」とは、別表第1に規定する保育標準時間、3歳未満児、所得割課税額及び均等割をいう。
- 前項に規定するもののほか、この表において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 3歳児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（次号において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
 - 4歳以上児 当該年度の初日の前日において4歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。
- 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4月から8月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

備考

- この表において「保育標準時間」、「3歳未満児」、「ひとり親等」、「所得割課税額」及び「均等割」とは、別表第1に規定する保育標準時間、3歳未満児、ひとり親等、所得割課税額及び均等割をいう。
- 前項に規定するもののほか、この表において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 3歳児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（次号において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
 - 4歳以上児 当該年度の初日の前日において4歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。
- 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4月から8月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

改正後	改正前
<p>5 3歳未満児又は3歳児として区立保育園延長保育が開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該区立保育園延長保育が開始された年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p>6 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>7</u> 保育短時間（別表第1備考第1項第4号に規定する保育短時間をいう。）の場合の区立保育園延長保育料の月額は、D30階層に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p><u>8</u> 区立保育園指定延長保育（区立保育園延長保育のうち、区立保育園延長保育を利用する日数が原則として1月につき12日未満のものであって、区長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）の区立保育園延長保育料については、この表に掲げる区立保育園延長保育料の月額に10分の1を乗じて得た額に区立保育園指定延長保育を利用した月における当該区立保育園指定延長保育を利用した日数を乗じて得た額（当該額が当該区立保育園延長保育料の月額を超える場合にあっては、当該区立保育園延長保育料の月額）とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>9</u> 当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在</p>	<p>5 3歳未満児又は3歳児として区立保育園延長保育が開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該区立保育園延長保育が開始された年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p>6 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。</p> <p><u>7 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）よりも前に保育園を利用し、かつ、施行日以後において区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもに係る所得割課税額は、規則で定めるところによる。</u></p> <p><u>8</u> 保育短時間（別表第1備考第1項第4号に規定する保育短時間をいう。）の場合の区立保育園延長保育料の月額は、D30階層に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p><u>9</u> 区立保育園指定延長保育（区立保育園延長保育のうち、区立保育園延長保育を利用する日数が原則として1月につき12日未満のものであって、区長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）の区立保育園延長保育料については、この表に掲げる区立保育園延長保育料の月額に10分の1を乗じて得た額に区立保育園指定延長保育を利用した月における当該区立保育園指定延長保育を利用した日数を乗じて得た額（当該額が当該区立保育園延長保育料の月額を超える場合にあっては、当該区立保育園延長保育料の月額）とする。</p> <p><u>10 婚姻によらないで母又は父となり、かつ、現に婚姻をしていない者であつて、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しないものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。</u></p> <p><u>11</u> 当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在</p>

改正後	改正前
において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。	において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。